

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

改正 令和 4 年 12 月 13 日

改正 令和 5 年 3 月 17 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会が開設する刈羽村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「専門員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業の実施に当たっては、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅介護サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立な提供に努めるものとする。

3 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等および地域包括支援センターとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の所在地 新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽 1 4 3 1 番地 1
刈羽村福祉センター いこえ～る内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（主任介護支援専門員の資格を有する者）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 職員 介護支援専門員 1 名以上
職員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時)

第 5 条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(内容、手続きの説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者の希望に基づいて作成されているものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業所を紹介するよう求める事ができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画（以下「サービス計画」という。）の作成は、事業所に属する専門員が行うものとする。
- (2) 専門員は、サービス計画の作成の開始に当たっては、地域における居宅介護サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。また、事業所において前6か月間に作成した居宅サービス計画のうち訪問介護等が占める割合や同一の指定居宅サービス事業者等が占める割合等について説明を行う。
- (3) 専門員は、サービス計画の作成に当たっては利用者の有する能力や既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境の評価を通じて利用者が抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- (4) 専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し行うものとする。この場合において、専門員は、面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し理解を得るものとする。
- (5) 専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、地域における指定居宅サービス等の提供体制を勘案し、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成するものとする。
- (6) 専門員は、サービス担当者会議（専門員がサービス計画の作成のためにサービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該サービス計画原案の内容について、担当者から意見を求めるも

のとし、必要に応じて原案の修正を行うものとする。

- (7) 専門員は、サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
 - (8) 専門員は、サービス計画の作成後においても利用者及びその家族、指定居宅介護サービス事業者等との連絡を継続的に行いサービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行うものとする。
 - (9) 専門員は、利用者がその居宅において日常生活が困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行うものとする。
 - (10) 専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には居宅における生活へ円滑に移行できるようあらかじめサービス計画の作成等の援助を行うものとする。
 - (11) 専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めるものとする。
 - (12) 専門員は、サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治医等の医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
 - (13) 専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿ってサービス計画を作成するものとする。
 - (14) 専門員は、サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにするものとする。
 - (15) 専門員は、サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置づけるよう努めるものとする。
 - (16) 指定居宅介護支援の提供にあつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、わかりやすく説明を行うものとする。
- 2 利用者の相談を受け付ける場所は、刈羽村老人福祉センター内の健康相談室又は生活相談室および、利用者の希望に応じて利用者の居宅等において行うものとする。
 - 3 利用者の課題分析にあつては、課題分析表MD S-HCを用いるものとする。

- 4 サービス担当者会議の開催場所は、刈羽村老人福祉センター内の健康相談室又は生活相談室で行うものとし、必要に応じて利用者の居宅又は会議に支障のない他施設等の会議室等を用いるものとする。
- 5 モニタリングに当たっては、少なくとも1か月に1回を目途に訪問するものとし、サービス計画の実施状況を把握した結果を記録するものとする。ただし、利用者の容体の変動や希望があった場合は、必要に応じて訪問頻度を高め、サービス計画の検討を行うものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供する事が困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 被保険者の要介護認定に係る申請について利用申込者の意思を踏まえ必要な協力を行うものとする。

- 2 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 3 要介護認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の一月前に行われるように、必要な援助を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(事故発生時における対応方法)

第11条 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 居宅介護支援の提供により事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、刈羽村内および柏崎市内(柏崎市中心部以北地域)とする。ただし、本条に定めがない地域において事業の実施が必要な場合は、会長が決定した場合に限り業務を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所内において、専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第15条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、かつ非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(記録の整備)

第17条 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(掲示)

第18条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従事者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、重要事項を記載した書面をセンターに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代える事ができる。

3 事業所は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業者は、専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内に実施

(2) その他の研修 年1回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。利用者の個人情報を提供する場合は、事前に利用者の同意を得たうえで、居宅介護サービス計画に位置づけられた事業所、計画を作成する居宅介護支援事業所、主治医、保険者、介護保険施設および地域包括支援センターに、サービス担当者会議及び前記相手方との連絡調整のために使用するものとする。

3 職員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において当該職員の知り得た秘密を保持しなければならない。

4 事業者は、専門員の清潔保持及び健康状態について管理を行う。

5 事業者は、提供した居宅介護支援について利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、刈羽村社会福祉協議会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。